

# 標準コード一覧

〔追補速報版〕

## ○ 追補速報版内容

診療行為・ 医薬品区分	追 加 理 由
診療行為	平成28年6月1日適用 (平成28年5月31日 保医発0531第1号)

平成28年6月3日

株式会社 メルマック

# 標準コード一覧

[新設] 平成28年6月1日適用 (平成28年5月31日 保医発 0531 第1号)

《診療所・病院共通》

項目	仮設コード	名称	単位	点数	区分	マスタコード	厚生省マスタ
検査	07009	デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	YE	233	60	516060694	160208950

窓口加算情報 19：血液採取（静脈）

窓口処理情報 2-5：免疫学的検査判断料

※ 血液採取（静脈）フラグ（窓口加算情報：19）につきましては、通知では検体ははっきりしませんので、実際の検体採取方法にあわせて、フラグの設定を「する／しない」を判断して使用していただきますようお願いへの説明をお願いいたします。

《厚生労働省 平成28年5月31日 保医発 0531 第1号通知より抜粋》

● 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

D012 感染症免疫学的検査

別添1第2章第3部第1節第1款D012感染症免疫学的検査中（45）を次のように改める。

(45) デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性

ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。

ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。

(イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか

(ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか

(ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか

(ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料

エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。

以上